

平成30年度第1回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

日 時 平成30年 6月27日(水)
午後1時30分から
場 所 保健センター3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 地域包括支援センターの平成29年度事業実施報告及び平成30年度事業実施計画について
- (2) 「介護予防10年の計」の実施状況について
- (3) 指定介護予防支援業務の委託について
- (4) 野田市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の整備状況について（報告）
- (5) 野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定及び野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について（報告）
- (6) 介護予防支援事業者の指定更新について（報告）（非公開）
- (7) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定について（非公開）
- (8) 地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護）事業所の指定更新について（非公開）
- (9) 地域密着型サービス等（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）事業所の指定更新について（非公開）
- (10) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の廃止について（報告）

4 閉 会

地域包括支援センターの平成29年度事業実施報告 及び平成30年度事業実施計画について

《平成29年度地域包括支援センター事業実施報告》

野田市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、日常生活圏域に1か所選定しています。平成18年4月1日に野田地区地域包括支援センター（市役所内）及び関宿地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ内）を設置し、平成20年1月1日には、北部・川間地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム松葉園内）を設置し、平成24年8月1日には、南部・福田地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム椿寿の里内）を設置し、包括的支援事業等を推進しています。

29年度も、それぞれのセンターにおいて、要支援者（要支援1・要支援2の方）や介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業対象者（基本チェックリストで該当した方）を対象とした介護予防ケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応等の介護支援専門員（ケアマネジャー）への後方支援等の業務を行いましたので、その実施について報告いたします。

1 センターの職員配置（H29.4.1現在）

（1）野田地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師	2人	常勤2人（H29.7.1から）
	主任介護支援専門員	1人	常勤1人（H29.7.1から）
	社会福祉士等	5人	常勤4人／兼務1人（高齢者支援課兼務）
非常勤職員	介護支援専門員	1人	非常勤1人
センター長		1人	介護保険課長兼務
合計		10人	—

（2）南部・福田地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師等	1人	常勤1人
	主任介護支援専門員	1人	常勤1人
	社会福祉士	1人	常勤1人
	介護支援専門員	1人	常勤1人
センター長		1人	施設長兼務
合計		5人	—

(3) 北部・川間地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師等	1 人	常勤 1 人
	主任介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
	社会福祉士	1 人	常勤 1 人
	介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
センター長		1 人	施設長兼務
合計		5 人	—

(4) 関宿地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師等	1 人	常勤 1 人
	主任介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
	社会福祉士	1 人	常勤 1 人
	介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
センター長		1 人	ケアプランセンター長兼務
合計		5 人	—

2 センターの業務内容と実績

(1) 総合相談支援

① 総合相談・支援人数

(単位：人)

センター名	総合相談人数 (A)		(A) のうち、虐待等 権利擁護に関する人数		(A) のうち、成年後 見制度に関する人数	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
野田地区	906	2,826	39	214	44	165
南部・福田地区	490	3,524	(10)	203	12	69
北部・川間地区	448	1,129	(11)	152	8	17
関宿地区	327	1,609	(9)	95	10	98
合計	2,171	9,088	39 (30)	664	74	349

※南部・福田地区、北部・川間地区、関宿地区の () は野田地区と共同で対応した実人数

② 総合相談・支援人数年次推移

(単位：人)

センター名	平成28年度総合相談人数		平成29年度総合相談人数	
	実人数	延人数	実人数	延人数
野田地区	821	2,539	906	2,826
南部・福田地区	459	2,033	490	3,524
北部・川間地区	379	1,460	448	1,129
関宿地区	257	1,215	327	1,609
合計	1,916	7,247	2,171	9,088

③ 年齢別相談人数

(単位：人)

センター名	実人数	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	不明
野田地区	906	31	206	357	138	174
南部・福田地区	490	24	84	256	111	15
北部・川間地区	448	17	73	194	99	65
関宿地区	327	8	69	135	68	47
合計	2,171	80	432	942	416	301

※「不明」は、年齢等を明かさずに相談を申し入れた人数

④ 地区別相談人数

(単位：人)

センター名	実人数	中央・東部	南部・福田	北部・川間	関宿	不明
野田地区	906	579	87	104	59	77
南部・福田地区	490	0	479	1	0	10
北部・川間地区	448	2	0	429	7	10
関宿地区	327	0	0	0	322	5
合計	2,171	581	566	534	388	102

※「不明」は、住所等を明かさずに相談を申し入れた人数

⑤ 相談者別相談人数（重複回答）

(単位：人)

センター名	実人数	延人数	本人	家族	民生委員	ケアマネジャー	関係機関	その他
野田地区	906	2,826	586	769	66	484	849	173
南部・福田地区	490	3,524	907	1,198	87	899	974	54
北部・川間地区	448	1,129	298	415	44	236	317	32
関宿地区	327	1,609	678	784	29	232	550	85
合計	2,171	9,088	2,469	3,166	226	1,851	2,690	344

※「関係機関」は、介護サービス事業者、病院、行政関係機関等の担当者

「その他」は、知人、近所の方、従兄弟、甥、姪等

⑥ 相談内容の分類（重複回答）

（単位：人）

センター名	実人数	延人数	介護予防	医療	健康	介護保険	保健福祉	経済生活	福祉用具	住宅改修	成年後見	虐待	苦情	認知症
野田地区	906	2,826	140	215	369	1,283	159	1,156	42	36	44	214	13	576
南部・福田地区	490	3,524	1,042	696	596	1,346	124	864	302	197	12	203	35	482
北部・川間地区	448	1,129	81	349	111	820	67	580	108	58	8	152	6	235
関宿地区	327	1,609	367	325	295	959	94	292	189	106	10	95	7	352
合計	2,171	9,088	1,630	1,585	1,371	4,408	444	2,892	641	397	74	664	61	1,645

⑦ 対応方法の分類（重複回答）

（単位：人）

センター名	実人数	延人数	情報提供	連絡調整	申請代行	ケース検討
野田地区	906	2,826	1,668	1,344	27	147
南部・福田地区	490	3,524	3,078	1,218	96	110
北部・川間地区	448	1,129	902	539	11	41
関宿地区	327	1,609	1,418	940	71	208
合計	2,171	9,088	7,066	4,041	205	506

（２） 権利擁護（高齢者虐待への対応）

① 野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会に基づく会議

関係機関との連携や協力体制を構築し、高齢者虐待に係る情報交換等を行う会議として、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会要領に基づき、会議を開催しました。

ア 会議の構成

（ア）高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議

野田市における虐待事例の報告及び課題の把握、各関係機関との連携体制強化、活動方針の検討等を行う会議です。

（イ）高齢者虐待防止ネットワーク協議会実務者会議

虐待事例の解決に向けて、各関係機関で情報の共有、課題の把握を行い、専門性を活かした役割の明確化を図り、支援方針・方法を検討する会議です。

イ 構成メンバー

野田健康福祉センター、野田警察署、野田市社会福祉協議会、中核地域生活支援センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、地域包括支援センター、野田市介護事業者協議会、野田市介護支援専門員協議会、野田市民生委員児童委員協議会、柏人権擁護委員協議会野田部会、保健福祉部、児童家庭部

② 野田市地域包括支援センター研修会

虐待に関する困難事例への対応力向上を図るため、専門家を講師に招いて、センター職員への虐待対応研修を実施しました。

高齢者虐待防止ネットワーク協議会会議及び研修会の実績

会議・研修	開催年月日	参加人数	内容
代表者会議	H29. 8. 16	24 人	平成 28 年度高齢者虐待の対応内容報告 平成 28 年度野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会の活動内容報告
研修	H29. 12. 21	17 人	内容 養護者による高齢者虐待対応について 講師 公益社団法人 あい権利擁護支援ネット 社会福祉士 川端 伸子氏
	H30. 3. 15	15 人	内容 効果的な介護支援を行うために ～見立てと介入～ 講師 株式会社 越谷心理センター 臨床心理士 石渡 淳嗣氏

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

困難事例に関する介護支援専門員への指導・助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりなど、長期・継続的なケア体制に向けた支援を行いました。

① 業務内容

- ア 多職種協働による包括的・継続的支援を必要とする高齢者への相談支援
- イ 介護支援専門員・医療機関を含めた関係機関との連携支援
- ウ 介護支援専門員のネットワーク構築支援
- エ 事例検討会の実施

② 包括的・継続的ケア体制に向けた支援（困難事例）の相談人数年次推移

(総合相談の再掲)

(単位：人)

センター名	平成 2 8 年度相談人数		平成 2 9 年度相談人数	
	実人数	延人数	実人数	延人数
野田地区	7 0	3 4 7	5 8	1 7 5
南部・福田地区	5 0	1 8 7	4 5	3 9 9
北部・川間地区	7 9	1 9 6	2 8	5 7
関宿地区	2 9	1 1 0	1 2	3 2
合計	2 2 8	8 4 0	1 4 3	6 6 3

※介護支援専門員からの相談

③ ②以外の相談人数年次推移（制度に対する助言・指導）

（単位：人）

センター名	平成２８年度相談人数	平成２９年度相談人数
野田地区	４６	４９
南部・福田地区	１０	４
北部・川間地区	１	７
関宿地区	３	０
合計	６０	６０

※介護支援専門員からの相談

（４） 予防給付・総合事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント

利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、介護保険サービスだけでなくセルフケアや地域の介護保険外の社会資源を活用する計画を作成し、目標達成に向けた介護サービス事業所との連絡・調整並びに達成状況の評価及び必要に応じた計画の見直しを行いました。

予防給付及び地域支援事業の介護予防ケアマネジメント業務を一体的に実施し、要介護状態の軽減・悪化防止等の予防支援をしました。

また、平成２８年３月から総合事業を開始し、新たな認定者と認定更新を迎えた要支援認定者が順次移行し、２９年４月からは全ての方が総合事業に移行しました。

なお、２９年度の基本チェックリストのみで利用する事業対象者はおりませんでした。

予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務年次推移

（単位：人）

センター名	平成２８年度				平成２９年度			
	サービス 利用者数	委託なし	委託	合計	サービス 利用者数	委託なし	委託	合計
		延人数	延人数	延人数		延人数	延人数	延人数
野田地区	279	467 (199)	3,057 (926)	3,524 (1,125)	332	561 (324)	3,304 (1,672)	3,865 (1,996)
南部・福田地区	236	1,534 (459)	1,101 (306)	2,635 (765)	281	1,609 (669)	1,577 (728)	3,186 (1,397)
北部・川間地区	206	1,569 (473)	822 (340)	2,391 (813)	232	1,380 (749)	1,315 (773)	2,695 (1,522)
関宿地区	182	1,906 (459)	139 (50)	2,045 (509)	193	1,402 (537)	848 (262)	2,250 (799)
合計	903	5,476 (1,590)	5,119 (1,622)	10,595 (3,212)	1,038	4,952 (2,279)	7,044 (3,435)	11,996 (5,714)

※サービス利用者数は、各年度の３月末現在のサービス利用者数

※（ ）は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

(5) 地域ケア会議

① 会議の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。地域の支援者を含めた多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める支援をし、それらの支援をとおして課題分析を積み重ねることによって地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげて問題解決を図ります。

② 会議の構成等

ア 地域ケア個別会議

目的	構成
個別ケースの支援内容を検討する中で個別課題の解決や介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築・支援、さらに個別ケースの積み上げによる地域課題の把握。	・主催者（各圏域のセンター） ・事例提供者 ・スーパーバイザーとして、担当地区内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員 1 名程度 ・その他、会議の目的達成に最適な者（ケースの当事者や家族、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員児童委員、住民等）
【自立支援検討会】 （H28 年 3 月から追加） 基本チェックリストによる事業対象者の効果的かつ適切な自立支援に結び付けるための検討・計画作成方針の決定。 センター職員の自立支援の視点と対応能力向上。	・主催者（各圏域のセンター） ・野田地区地域包括支援センター職員 ・他地区のセンター職員 ・（担当介護支援専門員）※ 要支援認定者かつ委託で、自立支援検討会の開催を希望する場合のみ

イ 地域ケア地区別会議

目的	構成
日常生活圏域における居宅介護支援事業所等が抱える課題の把握及び対応の検討。また、個別ケースの積み重ねから発見される地域の課題について整理・解決策の検討やネットワーク構築。	・主催者（各圏域のセンター） ・地区内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（年 1 回は必須） ・各圏域のセンターから各 1 名 ・その他、会議の目的達成に最適な者

ウ 地域ケア包括会議

目的	構成
地域ケア個別会議や地域ケア地区別会議をと おして各センターが把握した地域課題につい て、市全体の課題として集約。また、それ に対する市とセンターが協働して解決へ向けた 検討。	・主催者（市） ・センター専門職全員 直営：野田 委託：関宿、北部・川間、南部・福田

エ 地域ケア推進会議

目的	構成
地域ケア包括会議により取りまとめられた地 域課題の中で政策的な対応を要する課題や市 全体の課題検討。また、市を越えたレベルで の課題の場合は近隣市と連携しての検討。	・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画 推進等委員会が兼ねる ・センターの事業実施報告の中で報告・検討 する。

③平成29年度実績

ア 地域ケア個別会議

地区	開催年月日	場所	参加者	内容
中央・東部	H29. 12. 26	市 役 所 701 会 議 室	14 人	被害妄想等の症状が顕著なひとり暮らしの高齢 者が、一度はサービス付き高齢者向け専用住宅へ 入居したものの、本人の強い希望により自宅へ戻 る事となり、地域での受け入れ態勢を検討する。
南部・福田	事例なし（会議開催せず）			
北部・川間	H29. 9. 27	松葉園	9 人	認知症があり、介護保険サービスを拒否、更に、 長男の協力も薄く長男の妻も精神的に追い込まれ ている事例について検討する。
関宿	H29. 10. 12	関宿ナース ングビレッジ	22 人	複数の問題を抱える事例を検討。 （ひとり暮らし、認知症の問題、他者との交流拒 否、家族の介護等の協力も望めない、本人が希望 する訪問介護以外の介護サービスの提案を拒否す る等）

イ 地域ケア地区別会議

地区	開催年月日	場所	参加者	内容
中央・東部	H29. 7. 28	保健センター	22 人	模擬事例を検討。グループワークを実施。 事例タイトル「広がれ地域の集いの場～認知症の方やその家族を笑顔にしたい。」
南部・福田	H29. 6. 23	椿寿の里	13 人	認知症や精神疾患の方の支援において、医療や介護サービスに結びつけた成功事例を共有する。
北部・川間	H29. 7. 14	七光台会館	32 人	認知症サポーターを地域に増やしていくための方法について検討。地域でキャラバン・メイトとして活動できる方を中心に集まり、グループワークを実施。（4グループに分かれてチーム名、チームでの活動内容、役割分担、開催日程、抱負等について話し合う。センター職員、キャラバン・メイトが協力を要請していくことになった。）
関宿	H29. 7. 12	関宿ナーシングビレッジ	26 人	介護支援専門員に抱えている課題について聞取りを行った結果、医療との連携、精神疾患を患う方との関わり方について悩みを持っていることがわかり、春日部セントノア病院のソーシャルワーカーに依頼し、医療の立場からの疾患を抱える方の接し方についての話を伺い、情報を交換した。

ウ 地域ケア包括会議

開催年月日	場所	参加者	内容
H30. 2. 19	市役所	24 人	各地区のセンターの活動報告及び次年度の重点課題及び対応計画について検討。市全体で取り組むべき課題の検討も併せて実施。 市全体としては以下二つの課題を抽出した。 (1) 地域包括ケアシステム構築のために、地域住民、関係機関との連携・協力体制の構築が必要 (2) 認知症になっても、安心して暮らせる地域づくりのために、認知症の理解と正しい知識の普及が必要 今回から全地区のセンター長も出席して、各地区のセンターの活動実態を把握し共有してもらう機会とした。

エ 地域ケア推進会議

開催年月日	場所	参加者	内容
H29. 6. 5	市役所	23 人	平成 29 年度第 1 回推進等委員会において、センターの平成 28 年度事業実施報告及び平成 29 年度事業実施計画の説明を行った。その説明の中で、地域ケア会議の実績を報告し、地域における課題の共有を図った。
H29. 10. 12	市役所	25 人	27, 28, 29 年度に実施した地域ケア会議において、P D C A サイクルを踏まえた評価に基づき、市全体の課題について共有を図った。 今後の方向性として、「政策形成機能」を図るという観点から、第 7 期老人福祉計画及び介護保険事業計画の施策に反映するべく、平成 27～29 年度の地区別重点課題から以下の政策課題を抽出した。 (1) 地域包括ケアシステムの構築を推進していくために今後更に地域住民や医療と介護の連携が必要である。 (2) 介護予防や認知症支援に対応すべく、活用できる社会資源の把握が必要である。 (3) 認知症になっても安心して暮らせるよう、地域の方に対して認知症への理解と早期対応が必要である。

④地域ケア包括会議の検討結果（概要）

中央・東部地区	
H29 年度に把握した地域課題	①把握した社会資源を整理し、住民に情報提供する方法を検討する必要がある。 ②認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために、社会資源の把握、地域の連携体制の構築が必要である。
H30 年度の重点課題	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために、社会資源の把握、地域の連携体制の構築が必要である。
H30 年度の重点課題解決に向けた対応計画	①認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、地域ケア会議をツールとして用い、早期発見の地域の連携づくり、社会資源の把握や活用を引き続き行っていく。 ②地域ケア個別会議を開催し、個別事例を検討することで、課題の把握や、関係機関の連携、支援者の実践力向上を図り、地域の高齢者に対するより良い支援につなげていく。

南部・福田地区	
H29 年度に把握した地域課題	認知症や精神疾患等、複数の要因が複雑に絡み合った困難な事例に対しての、関係機関の連携・協力・対応力向上が必要。
H30 年度の重点課題	高齢者の方達が地域で安心して生活が続けられる支援・連携体制（精神疾患・認知症・障害者の専門機関との）を整えるためにスキルアップを図る必要性が高まっている。
H30 年度の重点課題 解決に向けた対応計画	・地域包括ケアシステムの構築に向けて地域資源や協力者を把握し、対応方法を検討する。 ・成功事例など開催しやすい事例で地域包括ケア個別会議を効果的に開催し、ケアマネ及び関係機関との連携のスキルアップを図る。 ・個別ケア会議の効果的な開催を図る。

北部・川間地区	
H29 年度に把握した地域課題	・「虹」（認知症の人を介護する家族の会）・・・参加当事者が運営当事者意識を持つに至らず自主運営出来なかった。しかしながら地域の薬局との連携を重ねて行く中で運営主体を委ねセンターは後方支援に回った。 ・「輝楽っ人」・・・地域ケア会議から派生し住民主体で介護予防に係る事業を運営（平成 29 年 4 月～）がなされセンターは後方支援を継続している。 ・「ごはんの会」・・・参加者に材料の持ち込みをして貰い調理も自主的に行われセンターは後方支援実施。 ・「きらきらビーズの会」・・・ボランティア講師を招き参加者に材料費を負担して頂きセンターは後方支援実施。 ・「認知症サポーター養成講座の開催」・・・センター独自の開催に向け認知症キャラバン・メイトを育てるため勉強、研修中、後方支援中である。 以上のことから地域住民主体、当事者主体の地域の場を作り上げていく支援の困難さを感じた。どの活動も人材、資金、組織化するまでの仕組みづくりに向けての戦略的な計画作成が困難である。住民と共に参加していく体制づくりが必要である。 会の開催には至ったが、住民主体とまでは言えず、今後は住民の主体的な活動として支援していく必要がある。
H30 年度の重点課題	引き続き、地域のニーズを探りながら色々な企画を出し、住民と一緒に人となりの交流の場づくりを開催していく。
H30 年度の重点課題 解決に向けた対応計画	地域住民が集まる場を数多く作る。例えば、介護予防の場、介護をしている家族の交流の場、一人で介護の負担を負わず相互に見守りを行える場等。具体的には一つの交流の場で参加住民から意向を伺い次の企画に結び付けて行く。

閑宿地区	
H29 年度に把握した地域課題	・元々交通の便が悪く住民同士の付き合いも希薄になりつつあるため独居高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認、移動手段の確保が難しい。 ・地域包括ケアシステム構築のためセンター職員が事業所や住民に対して地域包括ケアシステムへの共通理解を深める必要がある。 ・高齢化により、認知症高齢者の増加が見込まれ地域住民の認知症に対しての理解を広める必要がある。
H30 年度の重点課題	地区関係機関による地域包括ケアシステムの仕組み作りに関する理解と構築。 地域住民への認知症への知識の普及、理解をすすめる。
H30 年度の重点課題 解決に向けた対応 計画	地域包括ケアシステム構築のため、地区内関係者との連携・顔の見える関係づくりを行う必要がある。 認知症に対する正しい知識の普及、理解を勧める必要がある。

(6) 在宅医療及び介護連携

① 地域の医療・介護の資源の把握

市内の医療機関、歯科医院、薬局の名称、住所、電話番号、営業時間等を掲載した医療と介護の連携リストを、医療機関、歯科医院、薬局及び介護事業者に配布しました。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

28年度医師会主催で開催していた、野田市在宅医療介護多職種連携会議を市主催で4回開催しました。内容については、次のとおりです。

開催年月日	場所	参加者	内容
H29. 6. 8	市役所 8 階 大会議室	175 人	・医療と介護の連携リストの活用について ・多職種連携における ICT
H29. 8. 17	市役所 8 階 大会議室	158 人	・かかりつけ薬剤師による在宅医療連携 ・在宅医療と進化し続ける情報共有システム
H29. 11. 24	市役所 8 階 大会議室	136 人	・今後の医療の展望 SHACHI を用いた医療と介護の連携
H30. 2. 28	樺のホール 小ホール	98 人	・完全非公開型 医療介護専用 SNS で実現する多職種ネットワークと先進事例

③ 地域住民への普及啓発

市民に在宅医療や介護について理解していただくため、講演会を開催しました。内容については、次のとおりです。

開催年月日	場所	参加者	内容
H30. 3. 29	保健センタ ー 3 階	152 人	・認知症講演会～認知症の正しい理解を～

④ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

東葛北部圏域在宅医療介護連携事業担当者意見交換会が、平成29年7月31日及び平成30年1月31日に実施され、県、保健所、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市が参加して、各市の実施状況の報告をしました。

(7) 認知症施策

① 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）

認知症初期集中支援チームは、認知症（疑い含む）の人やその家族に対して、初期の段階で包括的・集中的にサポートを実施することを目的としています。

平成29年度は、事業実施に向け、支援の在り方の検討を中心に、千葉県が指定する認知症疾患医療センターとの連携の確認（野田市は松戸市の旭神経内科リハビリテーション病院）、先進自治体への視察、関係機関への周知を行う等、準備を進めました。

② 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員等設置）

平成29年度は、関係機関との連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を市内包括に合計11名配置しました（認知症地域支援推進員としてみなすことができる千葉県認知症コーディネーター1名含む）。

病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業と地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進では、施設等の職員の認知症対応力向上を目指すため、認知症サポーター養成講座の受講を推進し、認知症対応力の向上を図りました。

また、キャラバン・メイトの資格を有する施設職員等が認知症サポーター養成講座を通してその知識、経験を活かした対応方法等を受講者に伝えて頂きました。

その他として、家族等に対する支援では、家族交流会や認知症講演会を実施し、認知症の理解や接し方について周知を図りました。

(8) 認知症サポーターの養成事業

認知症を理解し、認知症の方とその家族を見守る認知症サポーター2万人を養成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役のキャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催しました。特に市内全小学校6年生を対象に講義を開催し29年度末までで7,601人の認知症サポーターを養成しました（受講対象者：民生委員児童委員、自治会、企業、住民等）。また、センター職員等が、千葉県キャラバン・メイト養成研修を受講しました。

認知症サポーター養成事業実施状況

(単位：回・人)

区分	平成２８年度	平成２９年度
開催回数	３８	８１
参加者数	１，９９１	３，０７５
年度末認知症サポーター数	４，５２６	７，６０１
キャラバン・メイト受講者数	５	７

(９) オレンジカフェ（認知症カフェ）

オレンジカフェを自主的に運営する団体等を支援することを目的に、平成２９年度から「野田市認知症カフェ事業補助金交付規則」を策定し、運営補助事業をはじめました。平成２９年度は、市内で実施しているオレンジカフェの一覧及び補助金の案内を作成し、窓口配布やホームページへの掲載を行い、オレンジカフェの周知を図りました。

(１０) 認知症ケアパス

認知症の支援にあたり、認知症の本人やその家族などの不安を少しでも軽くするために、認知症の支援やサービスがひと目でわかる認知症ケアパスを作成しました。

平成２９年度は、２，０００部を作成し、市役所介護保険課及び市内センターの窓口配布や、ホームページの掲載を行い、認知症ケアパスの周知を図りました。

《平成30年度地域包括支援センター事業実施計画》

1 目的

地域住民が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険のみならず、保健・医療・福祉の専門職が相互の連携を図り、住民活動等のインフォーマルサービスを含めた支援体制を構築し、地域の様々な資源を統合した包括的なケアシステムを支援する中核的な拠点として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置・運営します。

2 運営方針

（１）「公益性」の視点

介護保険制度を始めとする市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行っていきます。

（２）「地域性」の視点

センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であることから、各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うため、「地域包括支援センター運営協議会（老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会）」を始めとする様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般市民等の意見を幅広くくみ上げ、センターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。

（３）「協働性」の視点

センターに配属する保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士等が常に情報を共有し、連携・協働により、業務全体を「チームアプローチ」によって進めていきます。

また、地域の中に積極的に入り、課題の発見に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉の専門職や民生委員児童委員、ボランティア等地域の関係者と密接な連携を図り、支援困難事例や認知症対策に取り組んでいきます。

3 センターの基本的機能

（１）共通の支援基盤の構築

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要です。そのため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築を推進します。

（２）総合相談支援・権利擁護体制の構築

高齢者に関する総合相談支援及び実態把握、虐待の防止等に対応しつつ、地域における権利擁護を推進します。

（３）包括的・継続的な介護支援専門員の支援

介護が必要な高齢者に対する包括的かつ継続的なサービスの提供と多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント

要支援１・２と認定された方で、予防給付に関するケアマネジメントを実施する介護予防支援と、地域支援事業における総合事業の介護予防ケアマネジメントを実施します。

4 平成30年度の運営目標

(1) センターの体制整備

センター内の職員配置を始めとする活動体制を整備し、センターの機能が最大限に発揮されるよう、関係職員の資質の向上と連携を図り、運営していきます。平成30年4月1日からは、高齢者人口の多い、中央・東部地区に新たにセンターを設け、中央地区を担当する中央地区地域包括支援センターを特別養護老人ホームふれあいの里内に設置しました。あわせて従来の野田地区地域包括支援センターを東部地区の担当として東部地区地域包括支援センターと名称を変更しました。平成30年度は5つのセンターで運営します。

また、委託しているセンターの認知症施策等の業務が増えることから専門職を3名から4名に増員して運営を行います。

(2) 総合相談体制の整備

センター及び介護保険課における総合相談窓口機能を充実させ、生活支援が必要な高齢者等の早期発見・対応に努めていきます。

(3) 権利擁護の推進

介護保険課と高齢者支援課が一体となり、高齢者虐待防止ネットワークの活用や他機関との連携を図りながら成年後見制度等の権利擁護の推進に努めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実

介護支援専門員など、現場を担う多職種及び他の関係機関の専門職との連携・支援システムを充実させ包括的・継続的なサービスの提供を図ります。

(5) 介護予防ケアマネジメントの推進

① 予防給付による介護予防支援

要介護・要支援認定において要支援１・２と認定された方に対する介護予防ケアマネジメントについては、自立を促すような介護予防サービス計画を作成するとともに、適切にモニタリングや評価を行い、効果的なサービス利用と継続した支援を行います。また、センターと居宅介護支援事業所が連携し、適切な支援が効果的・継続的に行われるよう努めていきます。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）

総合事業の事業対象者又は、予防給付のサービスを利用しない要支援認定者に対して介護予防ケアマネジメントを実施します。高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。

(6) 地域ケア会議の活用

センターの業務である包括的支援事業における包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源を有機的に連携できる体制整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通の支援基盤と

して、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が必要であり、その構築の1つの手法として、地域ケア会議が位置づけられています。地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図ります。

(7) 在宅医療及び介護連携の推進

医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医師会、介護サービス事業者等多職種と連携し、地域の医療・福祉等の社会資源の把握・活用、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や在宅医療に関する普及啓発等に取り組みます。

(8) 認知症施策の推進

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の早期診断・早期対応を行うことで、認知症の方やその家族への支援を図ります。

5 平成30年度の事業計画概要

(1) - 1 センターの体制整備（職員配置）H30. 4. 1 現在

① 東部地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師	2 人	常勤 2 人
	主任介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
	社会福祉士等	5 人	常勤 4 人／兼務 1 人（高齢者支援課兼務）
	事務職	1 人	常勤 1 人
非常勤職員	介護支援専門員	1 人	非常勤 1 人
センター長		1 人	介護保険課長兼務
合計		11 人	—

② 中央地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師	1 人	常勤 1 人
	主任介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
	社会福祉士等	1 人	常勤 1 人
センター長		1 人	施設長兼務
合計		4 人	—

③ 南部・福田地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師	1 人	常勤 1 人
	主任介護支援専門員	2 人	常勤 2 人
	社会福祉士	1 人	常勤 1 人
	介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
センター長		1 人	施設長兼務
合計		6 人	—

④ 北部・川間地区地域包括支援センター

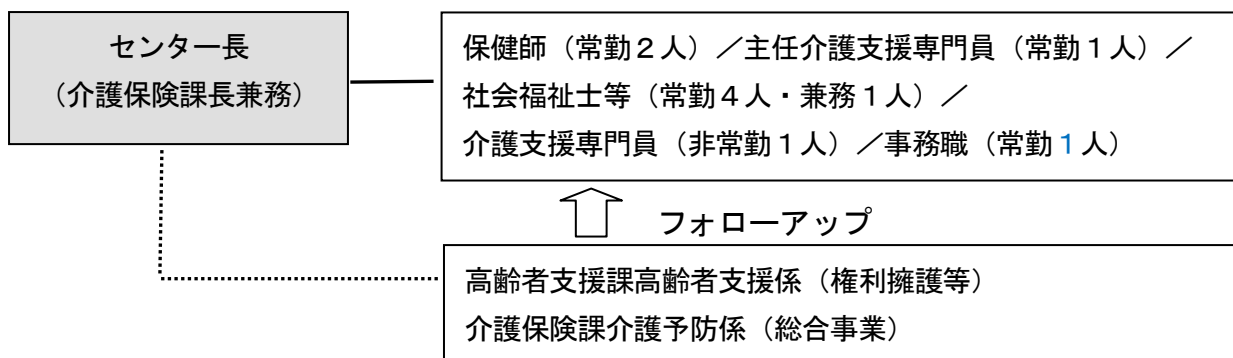
職種		人員	備考
常勤職員	保健師等	1 人	常勤 1 人
	主任介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
	社会福祉士	1 人	常勤 1 人
	介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
センター長		1 人	施設長兼務
合計		5 人	—

⑤ 関宿地区地域包括支援センター

職種		人員	備考
常勤職員	保健師等	1 人	常勤 1 人
	主任介護支援専門員	1 人	常勤 1 人
	社会福祉士	2 人	常勤 2 人
センター長		1 人	ケアプランセンター長兼務
合計		5 人	—

(1) - 2 センターの組織

① 東部地区地域包括支援センター（保健福祉部介護保険課内）



② 中央地区地域包括支援センター（ふれあいの里内）

センター長 (施設長兼務)	保健師（常勤１人）／主任介護支援専門員（常勤１人）／ 社会福祉士（常勤１人）
------------------	---

③ 南部・福田地区地域包括支援センター（椿寿の里内）

センター長 (施設長兼務)	保健師（常勤１人）／主任介護支援専門員（常勤２人）／ 社会福祉士（常勤１人）／介護支援専門員（常勤１人）
------------------	---

④ 北部・川間地区地域包括支援センター（松葉園内）

センター長 (施設長兼務)	保健師等（常勤１人）／主任介護支援専門員（常勤１人）／ 社会福祉士（常勤１人）／介護支援専門員（常勤１人）
------------------	--

⑤ 関宿地区地域包括支援センター（関宿ナーシングビレッジ内）

センター長 (ケアプランセンター長兼務)	保健師等（常勤１人）／主任介護支援専門員（常勤１人）／ 社会福祉士（常勤２人）
-------------------------	--

(1) - 3 センターの運営概要

1 設置主体及び設置場所

《市による直営1か所》

東部地区地域包括支援センター 野田市鶴奉7番地の1 介護保険課内

《委託4か所》

中央地区地域包括支援センター 野田市野田754番地の1 ふれあいの里内

南部・福田地区地域包括支援センター 野田市山崎2723番地の3 椿寿の里内

北部・川間地区地域包括支援センター 野田市中里43番地の3 松葉園内

関宿地区地域包括支援センター 野田市桐ヶ作666番地 関宿ナーシングビレッジ内

2 設置日

平成18年4月1日 野田地区地域包括支援センター、関宿地区地域包括支援センター

平成20年1月1日 北部・川間地区地域包括支援センター

平成24年8月1日 南部・福田地区地域包括支援センター

平成30年4月1日 中央地区地域包括支援センター

3 業務開始

平成18年4月1日 野田地区地域包括支援センター、関宿地区地域包括支援センター

平成20年1月1日 北部・川間地区地域包括支援センター

平成24年8月1日 南部・福田地区地域包括支援センター

平成30年4月1日 中央地区地域包括支援センター

4 開設時間

月曜日から金曜日まで（祝日、年始年末を除く）の

午前8時30分から午後5時15分まで

5 運営財源

- ・地域支援事業のうち、包括的支援事業に係る経費（センター運営費を含む）
- ・市一般財源
- ・指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

(2) 総合相談体制の整備

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な機関につなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するために、地域における様々な関係者とともに、総合的に支援を行います。

【業務内容】

① 実態把握

② 初期段階での相談支援

相談受付、的確な状況把握、専門的又は緊急的対応の必要性の判断、情報提供、関係機関等の紹介

③ 継続的・専門的な相談支援

初期段階での判断に応じた対応、対象者への訪問・詳細情報の収集、適切なサービスへのつなぎ、期待された効果の確認

④ 公的保健福祉サービスの利用申請支援等

(3) 権利擁護の推進

高齢者の総合相談を行う過程において、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用し、ニーズに則した適切な支援を行います。平成29年1月に開設された野田市成年後見支援センター(野田市社会福祉協議会内)等と随時連携しながら対応していきます。

【業務内容】

- ① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援
- ② 成年後見制度の啓発
- ③ 成年後見制度の市長申立ての活用（高齢者支援課高齢者支援係が対応）
- ④ 高齢者虐待防止に対する取組
 - ア 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営（代表者会議、実務者会議）
 - イ 高齢者虐待事例の個別支援、啓発事業、高齢者支援業務従事者に対する研修の実施
- ⑤ 消費者被害防止に対する取組
 - 消費生活センターとの連携による情報把握や情報伝達
- ⑥ 虐待等を受けている高齢者を保護するための老人福祉法による措置についての調整

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実

介護等を必要とする高齢者に対し、介護支援専門員及び医師、介護サービス事業者等との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントの支援を行います。

【業務内容】

- ① 多職種協働による包括的・継続的支援を必要とする高齢者への相談支援
- ② 介護支援専門員、医療機関を含めた関係機関との連携支援
- ③ 介護支援専門員のネットワーク構築
- ④ 事例検討会の実施

(5) 介護予防ケアマネジメントの推進

① 予防給付による介護予防支援

要介護・要支援認定において要支援1・2と認定され、介護予防サービスを利用する方に対し、利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について、介護予防サービス、セルフケアや地域の介護保険外の様々な社会資源を活用できる計画を作成するとともに、達成状況を評価して必要に応じた計画の見直しを行います。

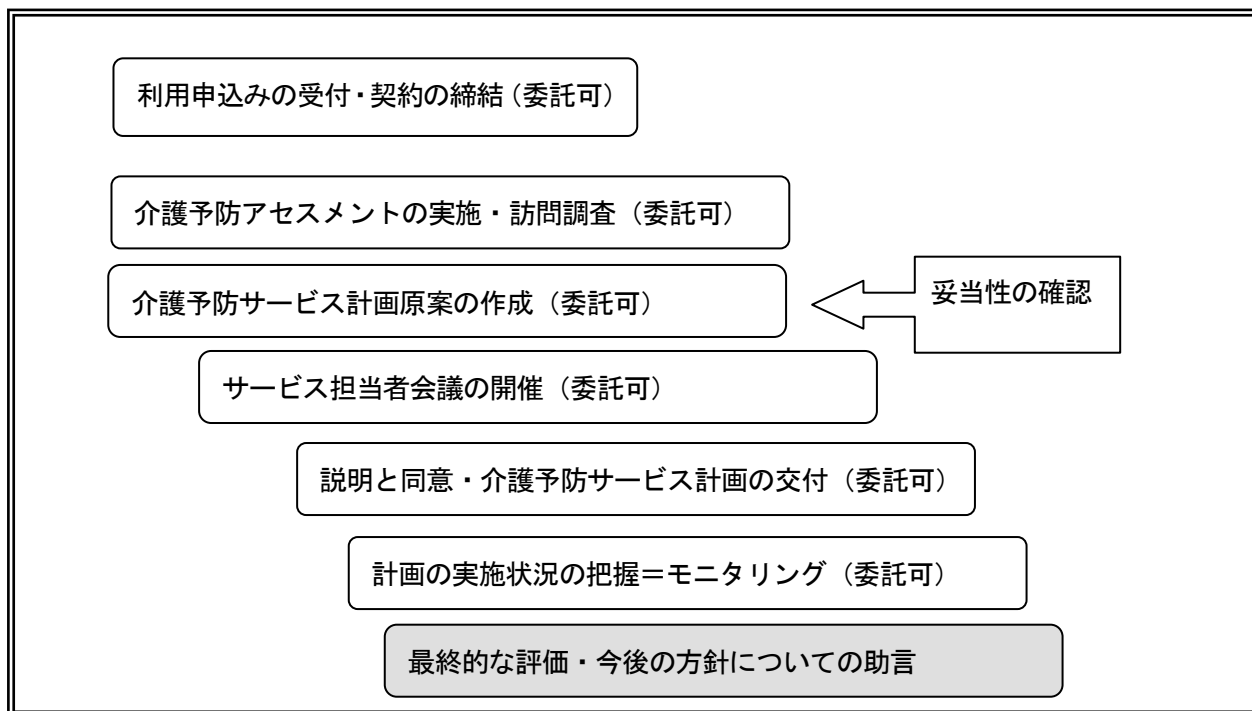
② 総合事業による介護予防ケアマネジメント

事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援認定者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。

平成30年度の予防給付に係るケアマネジメント業務見込量 (単位：人)

日常生活圏域		サービス利用者数		認定者数	
		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
中央・東 部地区	東部地区	78	119	119	182
	中央地区	102	155	156	237
南部・福田地区		149	227	228	347
北部・川間地区		138	210	211	321
関宿地域		110	167	168	255
野田市 合計		577	878	882	1,342

【業務内容】



(6) 地域ケア会議の活用

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的として、4つの単位の会議を行います。

昨年度実施した地域ケア会議をとおして各センターが把握した地域課題について、その対応計画に基づき課題解決へ向けた検討を行います。

① 地域ケア個別会議

個別ケースの課題解決や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワーク構築支援、さらに個別ケースを積み上げることにより地域課題の把握を行います。

また、事業対象者の自立支援に向けた検討を行う「自立支援検討会」として位置づけ、この地域ケア個別会議を活用します。

② 地域ケア地区別会議

日常生活圏域における居宅介護支援事業所等が抱える課題の把握及び対応の検討をします。また、個別ケースの積み重ねから発見される地域課題の整理・解決策の検討とネットワークの構築を図ります。

③ 地域ケア包括会議

①、②で各センターが把握した地域課題を市全体の課題として集約し、市とセンターが協働し解決へ向けた検討を行います。

④ 地域ケア推進会議

③で出された地域課題の中で政策的な対応を要するものについて、市全体での検討を行います。(野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会で所掌)

(7) 在宅医療及び介護連携の推進

医療・介護関係者との連携を図り、現状の把握や課題の検討を行い、在宅医療に関する取組について医師会等と調整していきます。

①地域の医療・介護の資源の把握

市内の医療機関、歯科医院、薬局の名称、住所、電話番号、営業時間等が掲載された医療と介護の連携リストを、介護保険課の窓口等で配布します。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

昨年度に引続き、市が事務局となり多職種連携会議を開催します。今年度は、テーマを策定しグループワークを行う予定です。開催予定は次のとおりです。

平成30年度第1回会議 平成30年 7月 13日(金)

2回目以降の会議日程は現在調整中です。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

②の検討を踏まえて、在宅医療に関する取組について、医師会と調整します。

④医療・介護関係者の情報共有の支援

先進事例や現状の把握を行います。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

センターが、医療・介護に関する相談の受付、連絡調整、情報提供等を行います。

⑥医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者への研修を実施します。内容に関しては、多職種連携会議にて検討します。

⑦地域住民への普及啓発

講演会開催等、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する方法について検討します。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

昨年度に引き続き、今年度も、東葛北部圏域在宅医療介護連携事業担当者意見交換会に参加します。

(8) 認知症施策の推進

①認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）

認知症初期集中支援チームを東部地区地域包括支援センターに、平成30年4月に配置いたしました。認知症（疑い含む）の人やその家族に対して、初期段階で支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施していきます。

②認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員等設置）

関係機関との連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の研修に、未受講の各センター職員が受講し、全てのセンターに、より多くの認知症地域支援推進員を配置します。

③認知症ケアパスの改訂・普及・啓発

平成29年度に作成した、認知症と疑われる症状が発生した場合に、認知症の方やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるかの情報を集約した「認知症ケアパス」の普及・啓発を行います。

その他、病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業及び地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進については、病院・介護施設職員等に対する認知症サポーター養成講座の受講を推進し、認知症対応力の向上を図ります。

④その他の認知症施策

家族等に対する支援として「野田市認知症カフェ事業補助金交付規則」に基づくオレンジカフェ補助事業の普及・啓発を強化し、市内でより多くのオレンジカフェ開催を目指します。また、認知症講演会や北部・川間地区地域包括支援センターでの家族交流会等の開催を行います。

(9) 認知症サポーター養成事業

認知症を理解し、認知症の方とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催し、安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開していくことを支援します。

本市では、県内養成率第1位を目指し、平成33年7月までに市民2万人を目標に養成してまいります。平成28年度は、市職員に対して講座を実施し、平成29年度以降も新規採用職員の人事研修の一環として継続して実施しています。

さらに、平成２９年度から全小学校６年生に対して実施をし、継続実施が可能な体制ができました。

平成２９年度受講者数は、３，０７５人で、平成３０年３月末日時点における総受講者数は、７，６０１人となりました。

平成３０年度は、これまで活動意欲のある認知症サポーターの組織化及びキャラバン・メイトの活動支援（キャラバン・メイトが所属している法人への協力依頼文書の送付、キャラバン・メイトが使用した独自資料の共有等横のつながり強化）を促進していきます。

新たなキャラバン・メイトについては、千葉県が実施するキャラバン・メイト養成研修の受講により育成していく計画です。

認知症サポーター養成講座の実施状況及び見込みについて

年度	養成講座実施回数 【年度別】（回）	養成講座受講者数 【年度別】（人）	養成講座受講者数 【総数】（人）
平成２９年度	８１	３，０７５	７，６０１
平成３０年度 （推計）	７０	３，５００	１１，１０１
平成３１年度 （推計）	７０	３，５００	１４，６０１
平成３２年度 （推計）	７０	３，５００	１８，１０１
平成３３年度 （推計）	７０	３，５００	２１，６０１

「介護予防 10 年の計」の実施状況について

1 「介護予防 10 年の計」

「介護予防 10 年の計」は、野田市の高齢者の介護予防に関する知識の向上を目指し、シルバーリハビリ体操を中心とした 6 つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業です。平成 29 年度より、シルバーリハビリ体操を皮切りに順次実施しています。

【「介護予防 10 年の計」の 6 つの戦略】

- (1) シルバーリハビリ体操
- (2) のだめめ学校
- (3) えんがわ
- (4) 市民ボランティア
- (5) 介護予防サポート企業
- (6) 広報戦略

2 平成 29 年度実施状況等

(1) シルバーリハビリ体操

シルバーリハビリ体操については、平成 29 年 6 月に「介護予防 10 年の計」のキックオフイベントとして体操の考案者で茨城県立健康プラザ管理者の大田仁史医学博士による特別講演を開催しました。7 月には、千葉県理学療法士会との共催で「みんなで一緒に！介護予防でまちづくり」と題した講演とシルバーリハビリ体操の周知イベントを実施しました。また、9 月以降、体験教室と初級指導士養成講習会を実施しました。

◎キックオフイベントの実施状況（表 1）

事業名	実施日	会 場	参加者数
大田仁史医学博士による特別講演会	6 月 11 日	市役所 8 階大会議室	310 人
千葉県理学療法士会との共催イベント	7 月 9 日	市役所 8 階大会議室	230 人

◎シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会の実施状況（表 2）

	実施日	会 場	養成数
第 1 回	10 月 3 日～	保健センター 4 階 408 会議室	26 人
第 2 回	12 月 8 日～	保健センター 4 階 408 会議室	29 人
第 3 回	2 月 1 日～	保健センター 4 階 408 会議室	28 人
合 計			83 人

◎シルバーリハビリ体操体験教室の実施状況（表３）

	実 施 日	会 場	参加者数
第１回	９月１２日	市役所８階大会議室	２０３人
第２回	〃	〃	５３人
第３回	１０月１１日	保健センター４階４０８会議室	２５６人
第４回	〃	〃	４３人
第５回	１０月１５日	〃	１３人
第６回	〃	〃	５６人
第７回	１０月２３日	〃	２４人
第８回	〃	〃	１１人
第９回	１０月２９日	関宿保健センターホール	３５人
第１０回	１１月 ８日	川間公民館講堂	３３人
第１１回	〃	〃	１３人
第１２回	１１月１９日	関宿総合公園体育館（第１回つなげ手フェスタ）	１６人
第１３回	〃	〃	１６人
第１４回	１１月２０日	総合福祉センター やすらぎの郷	２９人
第１５回	〃	〃	１５人
第１６回	１２月１３日	福田公民館講堂	１３人
第１７回	１２月２５日	保健センター４階４０８会議室	３６人
第１８回	１月１０日	関宿中央公民館大会議室	６４人
第１９回	１月２２日	保健センター４階４０８会議室	３４人
第２０回	２月１４日	南部梅郷公民館講堂	８１人
第２１回	２月２６日	保健センター４階４０８会議室	８０人
第２２回	〃	〃	７人
第２３回	３月１４日	北部公民館講堂	２７人
第２４回	３月２５日	総合公園体育館（第２回つなげ手フェスタ）	５４人
第２５回	〃	〃	５４人
合 計			１，２６６人

(2) のだまめ学校

のだまめ学校は平成30年1月11日に開校し、保健センターで「のだまめ学校」の全講座を網羅する本講座、本講座の中から市民の要望に応じて身近な場所に出前する出前講座、商業施設などに出向いて行う出前ミニ講座を実施しました。

①本講座

1月11日の開講から3月30日までの講座参加人数は延べ1,772人となっております。このうち新規登録者は234人、「のだまめ学校ボランティア」として活動された方は110人でした。

◎本講座の実施状況（表4）

開催月	開催回数	新規登録者	参加人数	1回あたり平均
1月（11日～）	35回	109人	504人	14.4人
2月	39回	48人	583人	14.9人
3月	52回	77人	685人	13.2人
合 計	126回	234人	1,772人	14.1人

②出前講座

「自治会」や「いきいきクラブ」及び「ボランティア団体」等の申込みが大半を占めていました。

◎出前講座の実施状況（表5）

開催月	開催回数	新規登録者	参加人数	1回あたり平均
2月	9回	121人	148人	16.4人
3月	8回	49人	99人	12.4人
合 計	17回	170人	247人	14.5人

③出前ミニ講座

イオンノア店を中心に市役所1階ラウンジ付近、やすらぎの郷、櫛のホール、各コミュニティセンターにて出前ミニ講座を実施し、開催回数35回、参加人数312人、資料配布1,498部、協力ボランティアは24人でした。

◎出前ミニ講座の実施状況（表6）

開催月	開催回数	参加人数	資料配布枚数	ボランティア
11月	3回	20人	70部	0人
2月	9回	54人	383部	13人
3月	23回	238人	1,045部	11人
合 計	35回	312人	1,498部	24人

(3) えんがわ

介護予防や孤立化防止のための活動場所の開設時等に補助を行うもので、市内全域での開設を目指します。平成29年度は設立費用に対する補助の形で規則の整備を進めていましたが、関係団体に確認したところ、運営費用についても補助してほしいとの意見を頂いたので、補助の在り方を見直すこととし、30年度に先送りしました。

(4) 市民ボランティア

新たなシルバーリハビリ体操指導士、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティアに加えて、のだまめ学校ボランティアを新設し、のだまめ学校の参加者に呼びかけました。

◎ボランティア養成状況（表7）

ボランティア名	ボランティア数
シルバーリハビリ体操初級指導士	83人
介護予防サポーター	68人
介護支援ボランティア	241人
のだまめ学校ボランティア	73人

(5) 介護予防サポート企業

介護予防に資する取組を行う企業に事前に登録いただき、事前に登録した事業内容であれば「介護予防10年の計」と「介護予防サポート企業」の名称・ロゴマークを使用可能とする一方で、市の一般介護予防事業に協力を頂く予定です。平成29年度は、その先駆けとして「つなげ手フェスタ」で多数の企業にブース出展をしていただきました。

(6) 広報戦略

「介護予防10年の計」の共通ロゴマーク、普及啓発ポスター及びPR映像を作成し、子どもから高齢者まで市民が集う介護予防のイベント「つなげ手フェスタ」を総合公園体育館及び関宿総合公園体育館で実施しました。

◎「つなげ手フェスタ」実施状況（表8）

実施場所	実施日	来場者数
関宿総合公園体育館	平成29年11月19日	376人
総合公園体育館	平成30年 3月25日	376人

3 平成30年度の実施予定について

(1) シルバーリハビリ体操

① シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会

シルバーリハビリ体操初級指導士（以下「指導士」という。）を5年間で500人養成することを目標に、平成30年度はシルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会を6回実施する予定です。

◎指導士の養成スケジュール（表9）

年 度	養成人数	累 計
平成29年度（実績）	83人	83人
平成30年度（見込み）	180人	263人
平成31年度（ 〃 ）	90人	353人
平成32年度（ 〃 ）	90人	443人
平成33年度（ 〃 ）	90人	533人

② シルバーリハビリ体操体験教室

シルバーリハビリ体操の普及を目指し、保健センターを中心に市公共施設で体験教室を月2回のペースで実施する予定です。（全24回実施予定）

③ シルバーリハビリ体操初級指導士フォローアップ研修会

指導士の活動を支援するため、指導士を対象にシルバーリハビリ体操のフォローアップを月1回のペースで実施します。（全13回実施予定）

④ 野田市シルバーリハビリ体操指導士会の設立

平成30年5月18日付けで野田市シルバーリハビリ体操指導士会が設立され、シルバーリハビリ体操の運営等について指導士会が中心となって実施していくこととなりました。市は、事務局となり活動の場の確保など指導士会や指導士をサポートしていきます。

(2) のだまめ学校

のだまめ学校は、平成29年度同様、本講座、出前講座及び出前ミニ講座を実施しています。本講座では、様々な民間企業による講座を取り入れていく予定です。

◎のだまめ学校実施予定（表10）

実施事業	実施予定回数
本講座	240回
出前講座	98回
出前ミニ講座	24回

(3) えんがわ

実施を平成30年度に先送りし、補助の在り方を見直しているところです。

具体的には、設立費用に加え数年間の運営費用も支援することとし、補助対象の運営主体を個人、法人を問わず、住民主体として、自治会館や集会所、介護事業所などに開設していただきます。小学校区ごとに2か所を目安に10年間で40か所の開設を目指しています。

「えんがわ」は、本年8月から9月に開始する予定で、事業開始前に市報にて広報するとともに、ホームページやチラシを活用し、市民へ広報していきます。

(4) 市民ボランティア

シルバーリハビリ体操指導士会への支援やのだまめ学校の参加者へボランティア活動を呼びかけます。

また、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティアを養成するための説明会を今年度5回実施予定です。説明会の前に市報に掲載し、参加者を募ります。

(5) 介護予防サポート企業

本年夏頃の開始を目指し、準備中です。

事業開始前に市報にて広報するとともに、ホームページを活用し、民間企業へ広報していきます。

(6) 広報戦略

平成29年度より引き続き、作成したロゴマークやポスターを活用し、市全体に「介護予防10年の計」の周知活動を行います。

シルバーリハビリ体操については、作成した広報冊子の市内公共施設での配布や市ホームページへの掲載を行っています。

また、保健センターが実施する「健康づくりフェスティバル」など市のイベントに参加し、シルバーリハビリ体操を始めとした「介護予防10年の計」の普及・啓発活動を実施します。

【共通ロゴマーク】

介護予防10年の計

10 シルバーリハビリ体操

10 のだまめ学校

10 えんがわ

10 市民ボランティア

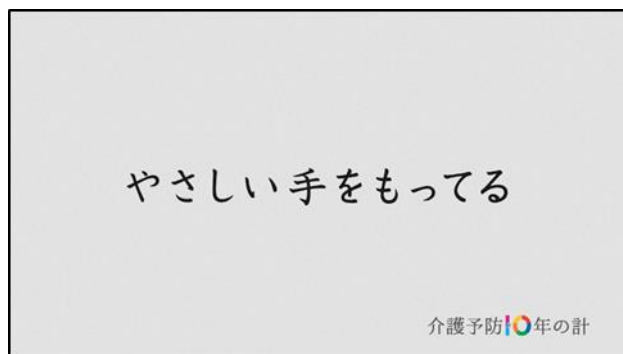
10 介護予防サポート企業

10 広報戦略

【普及啓発ポスター】



【プロモーションビデオ 「やさしい手を持つてる」】



(参考) 市ホームページのページ番号※ : 1012178

※市ホームページ内の検索欄でページ番号を入力し検索すると「介護予防 10 年の計」のページのリンクが表示されます。

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援業務の委託につきまして、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護予防支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
医療法人財団 東京勤労者医療会	野田南部診療所ケアプランセンター	野田市
有限会社 ワイオハ	麗翠堂居宅支援事業所	野田市
社会福祉法人 法師会	ケアプランセンターふれあいの里	野田市
社会福祉法人 あかぎ万葉	居宅介護支援センター花のいろ	流山市
生活協同組合パルシステム千葉	生活介護ステーションエルのだ 指定居宅介護支援事業所	野田市
のだ訪問サービス合同会社	のだ訪問サービス居宅支援センター	野田市
株式会社マザーライク	秋桜ヴィレッジ川間居宅介護支援事業所	野田市

野田市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の整備状況について

第5期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画で位置付けた特別養護老人ホームの整備270床のうち、次の1施設（「鶴寿園」、「いきいきタウンのだ」、「船形サルビア荘」を除く70床分）の整備の進捗状況は次のとおりです。

社会福祉法人法師会

愛宕駅東第一土地区画整理事業区域内に整備する70床の特別養護老人ホーム「ふれあいの里」については、平成30年2月28日に竣工し、備品の整備や職員研修を経て、4月1日に関係者出席のもと開所式が行われ開設しております。

なお、複合老人ホーム野田市楽寿園につきましては、14床を地域密着型特別養護老人ホームに転換し、4月1日から養護老人ホームの定員41人、地域密着型特別養護老人ホームの定員29人で開設しております。

「野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の制定及び「野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定について（報告）

1 野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の一部改正により、これまで都道府県の所管であった指定居宅介護支援事業者の指定に関する業務が平成30年4月1日から市町村の所管（経過措置により法の施行の日から1年を超えない期間内は、都道府県の条例で定められた基準を市町村の条例で定められた基準とみなすこととされております。）となったことから、条例案を6月議会に付議しております。

なお、本条例で定める基準は、国の定める基準を基本としますが、市の独自基準として、暴力団排除、退職後も守秘義務、記録の整備5年について定めております。

2 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正されるとともに介護保険法施行規則が一部改正されたことから、「野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について6月議会に付議しております。

【条例の主な改正内容】

- ① 地域密着型サービスの項目に共生型地域密着型通所介護を加え、共生型地域密着型通所介護における基本方針、記録の整備及び準用に関する規定を設ける。
- ② 指定地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けることができる者として、病床を有する診療所を開設している者を加える。

野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）の例による。

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができる者）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、その役員等が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないものとする。

（秘密保持）

第5条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（記録の整備）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、基準省令第29条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（指定居宅介護支援等の事業に関するその他の基準）

第7条 第3条及び前2条に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章の3 指定療養通所介護（第15条の8―第15条の10）」

を

「第4章の3 共生型地域密着型通所介護（第15条の8―第15条の10）」

第4章の4 指定療養通所介護（第15条の11―第15条の13）」

に改める。

第1条中「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準」の次に「、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

第4条を次のように改める。

（指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者）

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）であって、その役員等又はその者が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないものとする。

第4章の3中第15条の10を第15条の13とし、第15条の9を第15条の12とし、第15条の8を第15条の11とし、同章を第4章の4とする。

第4章の2の次に次の1章を加える。

第4章の3 共生型地域密着型通所介護

（基本方針）

第15条の8 共生型地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に

応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(記録の整備)

第15条の9 共生型地域密着型通所介護事業者は、基準省令第37条の3の規定により準用する基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第41条中「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準」の次に「、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
目次 <u>第4章の3 共生型地域密着型通所介護(第15条の8—第15条の10)</u> <u>第4章の4 指定療養通所介護(第15条の11—第15条の13)</u> (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、<u>法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。</u> <u>(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)</u> 第4条 <u>法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)であって、その役員等又はその者が野田市暴力団排除条例(平成23年野田市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないものとする。</u> <u>第4章の3 共生型地域密着型通所介護</u> <u>(基本方針)</u> <u>第15条の8 共生型地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u>	目次 <u>第4章の3 指定療養通所介護(第15条の8—第15条の10)</u> (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。 <u>(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)</u> 第4条 <u>法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> (1) 法人 (2) <u>法第70条第2項第6号に規定する役員等が野田市暴力団排除条例(平成23年野田市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの</u>

(記録の整備)

第15条の9 共生型地域密着型通所介護事業者は、基準省令第37条の3の規定により準用する基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第4章の4 指定療養通所介護

第15条の11～第15条の13 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第41条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、同条第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。

第4章の3 指定療養通所介護

第15条の8～第15条の10 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第41条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、同条第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。

地域密着型介護サービス事業者の廃止について（報告）

野田市指定の地域密着型介護サービス事業者より、指定廃止の申請がなされましたので、野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第3条の規定に基づき、下記のとおり地域密着型介護サービス事業者の指定を廃止することとしましたので、報告するものです。

なお、当該事業所の廃止は市が指定する地域密着型通所介護から県が指定する通所介護へ移行するものであり、利用者は今後も同施設を利用する予定となっています。

記

1 事業所の名称	デイサービスセンターウェルフェア
2 施設（サービス）種別	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	野田市木間ヶ瀬6 1 2 9 番地
4 運営事業者	社会福祉法人恵愛会
5 代表者氏名	理事長 逆井 常男
6 廃止年月日	平成30年 6月30日